

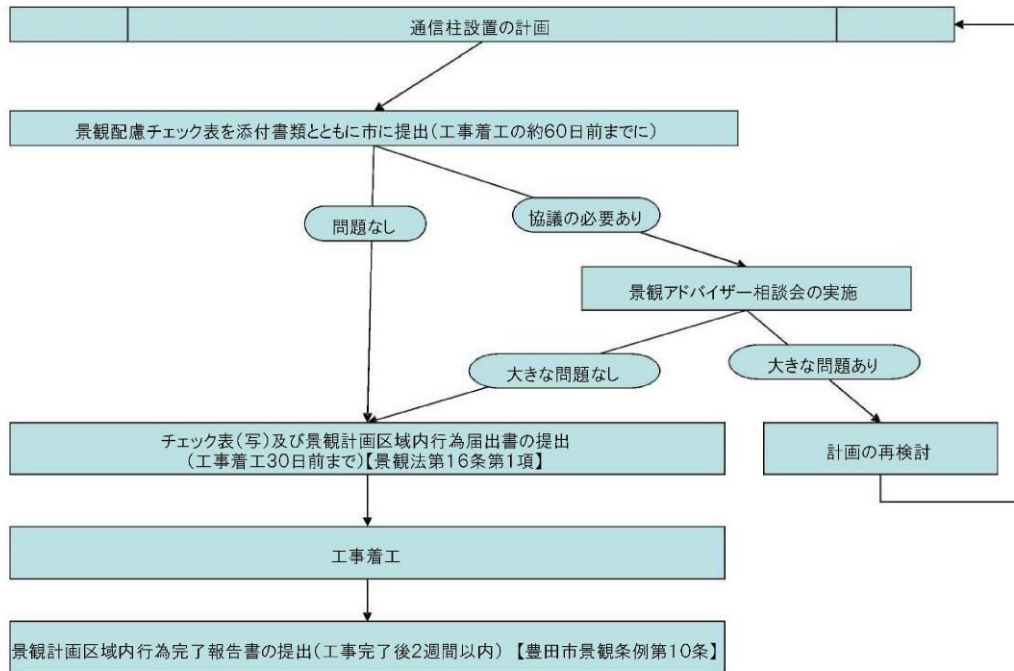
携帯電話基地局設置に関する景観形成ガイドラインに基づく届出フロー

平成26年3月策定（令和3年3月更新） 豊田市建築相談課

豊田市では、平成26年3月に、携帯電話基地局（以下「通信柱」という。）設置に関する景観形成ガイドラインを策定いたしました。そのガイドラインの適切な運用を図るため、事業者は以下のフローにしたがって、通信柱の届出を行ってください。

○地上に設置する通信柱のアンテナ部分を含む最高の高さ、携帯基地局（フェンスを含む。）の色彩、建築物に取り付ける場合などで、届出のフローが異なります。

15m以下及び建築物に取り付ける通信柱の場合



15mを超える通信柱の場合

